

○三鷹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等指導検査実施要綱

平成28年4月1日施行

改正 令和6年5月13日施行

三鷹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等指導検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及びその設置者、法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第2項に規定する家庭的保育事業等を行う者並びに法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等及び法第30条の11第3項に規定するその設置者又は事業を行う者（以下「事業者等」という。）に対して、三鷹市（以下「市」という。）が法第14条第1項、第38条第1項、第50条第1項及び第58条の8第1項並びに児童福祉法第34条の17第1項及び第56条の8第7項の規定に基づく指導検査（以下「指導検査」という。）を実施するにあたり、その方法その他必要な事項を定めることにより、適正な施設及び事業の運営及び経営の確保を図り、もって市における児童福祉等の増進に寄与することを目的とする。

(指導検査の基本方針)

第2条 市長は、法、児童福祉法、関係法令、市長が別に定める指導検査に係る基準等に基づき、指導検査に関する国等からの通知、これまでの指導検査の実績等を勘案し、厳正に重点的かつ効果的に指導検査を実施する。

2 市長は、指導検査が画一的及び形式的になることのないよう、問題の発生原因及び是正策を明らかにすることで、事業者等の問題解決及び自律的な運営を促すための具体的な助言及び指導を行う。

3 市長は、事業者等が法令、法令に基づいて行う行政庁の処分若しくは定款に違反し、又は施設若しくは事業の運営が著しく適正を欠いているために、施設又は事業の経営等に重大な支障が認められ、是正の措置が速やかに講じられないときは、法令に定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

4 市長は、指導検査の実施及び指導検査の結果の処理にあたっては、東京都（以下「都」という。）及び市の関係部課と十分な連携を図るものとする。

(指導検査の類型)

第3条 指導検査は、一般指導検査及び特別指導検査に分類する。

2 一般指導検査は、指導検査事項の全体について、施設の所在地、事業を行う場所等において行う検査をいう。

3 特別指導検査は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、市長が特別に必要と認める場合に、特定の指導検査事項を定めて重点的かつ改善が図られるまで継続的に行う検査をいう。

(1) 事業者等が法令等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くために、当該事業者等の経営等に重大な支障を及ぼすおそれがあると疑うに足りる理由があるとき。

(2) 一般指導検査の指摘事項に係る改善の措置が認められないとき。

(3) 事業者等が、正当な理由がなく、一般指導検査を拒否したとき。

(指導検査の実施方針及び検査計画)

第4条 市長は、指導検査を重点的かつ効果的に行うため、教育及び保育行政の動向を踏まえ、指導検査の重点項目を掲げる教育・保育施設指導検査実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、指導検査を開始するときまでに定める。

2 市長は、指導検査の実施時期、班編成等を含む検査計画を、毎年度、指導検査を開始するときまでに策定し、当該計画に基づき指導検査を実施する。

(調査書等の提出)

第5条 市長は、事業者等に対して、実施方針等を踏まえ、指導検査に必要な指導検査項目を掲げた調査書及び関係資料の提出を求めることができる。

(指導検査基準)

第6条 市長は、指導検査項目、関係法令、評価事項等を集約した指導検査基準（以下「検査基準」という。）を別に定めるものとする。

(一般指導検査の実施)

第7条 市長は、一般指導検査を実施するときは、原則として事業者の代表者又は施設長に対して、その旨をあらかじめ文書により通知する。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、事業者等の運営等に問題が発生した場合又はそのおそれがあると認められる場合には、指導検査の開始時に前項の規定による通知を提示する等の方法により、一般指導検査を行うことができる。

3 一般指導検査においては、原則として係長職（係長又はこれに相当する職にある者をいう。以下同じ。）以上の職にある者を班長とし、2人以上の職員で指導検査班を編成する。

4 検査員は、検査基準に基づき、第5条の規定により提出された調査書等を基に分担して検査を実施する。この場合において、検査員は相互に緊密な連携を保つものとし、班長が相互の関係を

調整する。

- 5 検査員は、一般指導検査の終了後、検査員相互で調整を行ったうえで、事業者の役員又は施設長に対して、実地検査指導事項票を用いて、検査結果を講評し、改善の必要な事項及びその解決方法を口頭で指示する。この場合において、班長は一般指導検査の全般にわたる事項及び自己の担当した検査事項について、他の検査員は自己の担当した個別事項について講評を行う。
- 6 前項の規定による講評において、法令の解釈等で疑義が生じた場合等の状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。
- 7 市長は、一般指導検査の効果を高めるために、必要に応じて、関係部課の職員又は事業者等に関係する者に対し、当該検査への立会いを求め、又は必要と認める調査及び照会を行うことができる。

（一般指導検査後の取扱い）

第8条 検査員は、一般指導検査の終了後、直ちにその結果について綿密に検討し、問題点のある場合はそのことを明確にしたうえで、市長に復命する。

- 2 市長は、一般指導検査の結果について、事業者の代表者又は施設長宛てに文書で通知する。
- 3 一般指導検査をより効果的なものとするため、第1項の規定による復命及び前項の規定による結果通知は、指導検査の終了後速やかに行う。
- 4 市長は、一般指導検査の結果、法令等の違反その他の指摘事項がある場合には、事業者の代表者又は施設長に対して、問題点、改善方法等を具体的に通知するとともに、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を確認する。この場合において、提出された書面によるほか、必要に応じ、現地で確認する検査を行うものとする。

（特別指導検査の実施）

第9条 市長は、一般指導検査に準じて、特別指導検査の通知を事前に文書により行う。ただし、特別指導検査の目的及び効果を勘案し、当該検査の開始時に文書を提示する等の方法に代えることができる。

- 2 特別指導検査においては、原則として課長補佐職以上の職にある者を班長とし、3人以上の職員で指導検査班を編成する。この場合において、班長を除く検査員のうち1人以上は、係長職以上の職にある者とする。
- 3 特別指導検査は、検査の目的及び効果をその都度勘案し、問題の重要性、緊急性等の状況に応じ、重点的かつ改善が図られるまで継続的に実施する。
- 4 特別指導検査の終了後、検査員相互で調整を行ったうえで、事業者の役員又は施設長に対して

検査結果を講評し、改善の必要な事項及びその解決方法を口頭で指示する。

5 前項の規定による講評において、法令の解釈等で疑義が生じた場合等の状況によっては、現地での講評を行わず、関係者を招致して行うことができる。

6 市長は、特別指導検査の効果を高めるために、必要に応じて、関係部課の職員又は事業者等に関係する者に対し、当該検査への立会いを求め、又は必要と認める調査及び照会を行うことができる。

(特別指導検査後の措置)

第10条 検査員は、特別指導検査の終了後、直ちにその概況を市長に復命し、必要に応じ関係部課と協議する。

2 市長は、特別指導検査の結果について、事業者の代表者又は施設長宛てに、理由を付して文書で通知する。

3 市長は、特別指導検査に係る指摘事項について、事業者の代表者又は施設長に対して、原則として30日以内に改善状況報告書又は改善計画書の提出を求め、その改善内容を精査するとともに、必要に応じて指導を継続する。

4 市長は、改善状況報告書若しくは改善計画書が期限内に提出されないとき又は前項の規定により改善内容を精査した結果、改善の意思がなく、又は改善を怠っていると認められるときは、法又は児童福祉法の定めるところにより行政処分を行うための手続を進める。

5 市長は、特別指導検査の結果、事業者等の実施する福祉サービス又はその利用者に重大な影響が及んでいる等緊急を要すると認められるときは、前2項の規定にかかわらず、直ちに法又は児童福祉法に基づく処分の手続を進めるものとする。

(指導検査結果の活用)

第11条 市長は、指導検査の結果を適宜集約し、行政運営に資するため、関係機関に提供する。

(指導方針の継続性及び統一性の確保)

第12条 市長は、指導検査の実施にあたり生じた疑義及び関係法令等の解釈については、関係部課等との調整又は協議により指導方針の統一性及び継続性の確保を図り、その内容を文書により整理する。

(所管課及び関係部課との連携)

第13条 指導検査に関する事務は、子ども政策部保育支援課（以下「保育支援課」という。）が所管する。

2 保育支援課は、必要に応じ、指導検査に係る事項について関係部課等と協議する。

3 保育支援課は、検査計画の策定にあたり、三鷹市社会福祉法人指導監査実施要綱（平成29年9月28日付け29三健地第408号）第4条第1項の実施計画との調整を行うため、健康福祉部地域福祉課と協議する。

4 保育支援課は、必要に応じ、健康福祉部地域福祉課と合同で指導検査を実施することができる。
（都との連携）

第14条 認可保育所（児童福祉法第35条第4項の規定による認可を受けた保育所をいう。）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園及び法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等に対して実施する指導検査については、児童福祉法、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他関係法令等に基づき都が実施する指導検査と合同して行うことができるようにするため、都と連携を図る。

（他の自治体との連携）

第15条 市外に所在地を有する事業者及び施設の指導検査の実施にあたっては、必要に応じて当該所在地の自治体と連携を図る。

（国又は都への報告）

第16条 市長は、必要に応じて指導検査の結果を国又は都へ報告する。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行し、改正後の三鷹市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者等指導検査実施要綱は令和6年4月1日から適用する。